

職員募集

非常勤職員・臨時職員・業務補助員募集

1 障害者を対象とする大津町非常勤職員募集

職 種	勤務地	勤務日	勤務時間	資格など	社会保険	雇用保険	備 考
事務補助	役場本庁ほか	月～金	8:30～17:15のうち5時間45分		有	有	任用期間1～2年 月額報酬
応募条件	①身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳のいずれかを持っている ②自分で勤務地に通うことができる ③介助なしで、業務遂行ができる						

2 大津町非常勤職員募集

職 種	勤務地	勤務日	勤務時間	資格など	社会保険	雇用保険	備 考
電算操作指導・入力補助員	役場本庁ほか	月～金	8:30～17:15のうち5時間45分		有	有	任用期間1～3年 月額報酬
トレーニングルーム指導補助員	町総合体育館 トレーニングルーム	月～日のうち週5日	8:30～21:30のうち5時間45分		有	有	任用期間2～3年 月額報酬
人権啓発福祉センター指導員	人権啓発福祉センター	月～金	8:30～17:15のうち5時間45分		有	有	任用期間1～3年 月額報酬
地域人権教育指導員	人権推進課	月～金	8:30～17:15のうち5時間45分		有	有	任用期間1～3年 月額報酬
校務員	町内小中学校	月～金 (学校開校時のみ)	8:30～17:15のうち5時間30分		無	有	任用期間2～3年 月額報酬
特別支援補助員	町内小中学校	月～金 (学校開校時のみ)	8:30～17:15のうち5時間30分		無	有	任用期間2～3年 月額報酬
幼稚園教諭	町内幼稚園	月～金 (幼稚園開園時のみ)	8:30～17:15のうち5時間30分	幼稚園教諭免許	無	有	任用期間1～3年 月額報酬
保健師・看護師	保険医療課	月～金	8:30～17:15のうち5時間30分	保健師・看護師	無	有	任用期間1～3年 月額報酬
調理補助員	大津保育園	月～土	週29時間		有	有	任用期間1～3年 月額報酬
給食配送車運転・調理補助員	学校給食センター	月～金	8:30～15:15	普通自動車運転免許	無	有	任用期間1～3年 月額報酬
給食調理員補助員	学校給食センター	月～金のうち週4日 (学校開校時期のみ)	1日7時間		無	有	任用期間1～3年 月額報酬

3 大津町臨時職員募集

職 種	勤務地	勤務日	勤務時間	資格など	社会保険	雇用保険	備 考
介護支援専門員	保険医療課	月～金	8:30～17:15	介護支援専門員	有	有	任用期間6カ月以内（更新有）、月額賃金

4 大津町業務補助員募集（登録制）

職 種	勤務地	勤務日	勤務時間	資格など	社会保険	雇用保険	備 考
保健師・看護師	健康福祉課	検診時のみ	主に13:00～17:00	保健師または看護師	無	無	登録制（登録期間2年） 月額賃金
歯科衛生士	健康福祉課	検診時のみ	主に13:00～17:00	歯科衛生士	無	無	登録制（登録期間2年） 月額賃金
司書補助員	おおづ図書館	週1日程度（土日祝のいずれか）	原則8:30～18:15のうち7時間45分		無	無	登録制（登録期間1年） 月額賃金
精神保健福祉士	子育て支援課	月～金	週5時間（シフト制）	精神保健福祉士	無	無	登録制（登録期間1年） 月額賃金

5 大津町緊急雇用対策臨時職員募集

職 種	勤務地	勤務日	勤務時間	資格など	社会保険	雇用保険	備 考
学校生活支援補助員	町内小・中学校	月～金 (学校開校時のみ)	8:00～17:00のうち5時間30分		無	有	
文化財歴史資料館展示計画・作業・管理員	歴史文化伝承館および生涯学習課	月～日のうち週5日	8:00～18:30のうち5時間30分	ワード・エクセルのできる人 文化財等業務経験者	無	有	
観光案内・調査員	町ビジターセンター	週3～4日勤務	9:00～18:00のうち6時間		無	有	
交流センター調査・管理員	町まちづくり交流センター	週3～4日勤務	9:00～20:00のうち6時間		無	有	

- 申込期限 3月12日(月)
- 申込時間 午前9時～午後5時（土、日を除く）
- 申込方法 1～4履歴書を本人が持参してください 5履歴書と離職票を本人が持参してください
- 任用開始 4月以降を予定
- その他 ①面接を3月下旬に実施予定です（業務補助は書類選考のみを予定）②職種や募集の詳細などは変更になる場合があります
- 1～4申し込み・問い合わせ 役場総務課 人事秘書係 ☎（293）3111
- 5申し込み・問い合わせ 役場商業観光課 ☎（293）3115

ナンバー

大津町オリジナルナンバープレートを交付

●申し込み・問い合わせ 役場税務課 固定資産係 ☎（293）3117

排気量・車種	ナンバーの色
総排気量 50cc以下	白色
総排気量 50cc超 90cc以下	黄色
総排気量 90cc超 125cc以下	桃色
小型特殊自動車	緑色
ミニカー	青色

大津町と町の特産品「からいらいもくん」をPRするために、「からいもくん」をデザインしたオリジナルナンバープレートを交付します（従来のナンバープレートからの無償交換も行います）。

▼交付に必要なもの
・所有者の印かん
（名義変更の場合は新旧所有者の印かん）
・メーカー・排気量が分かるもの（販売証明や自賠責保険の書類など）

今までのプレートからの交換や名義変更の場合は、現在持っているナンバープレートが必要です。プレートの紛失による再交付には、300円が必要です。

※代理人が申請する場合は、所有者の印かん（または委任状）だけではなく、代理人の印かんと身分証明書が必要です。

従来のナンバープレートも継続して交付します。ご希望をお伝えください。



森林

森林補助金制度・所有者届出制度

●申し込み・問い合わせ 役場農政課 林務公園係 ☎（293）3116

100ha の森林の場合

Aさん (27ha)	Cさん (8ha)	Eさん (14ha)
	Dさん (17ha)	Fさん (15ha)
Bさん (19ha)		

- 例①
Aさん(27ha) Cさん(8ha) Eさん(14ha) =49ha
50ha以下なので「森林経営計画」が立てられません。
- 例②
Bさん(19ha) Dさん(17ha) Fさん(15ha) =51ha
50ha以上なので「森林経営計画」が立てられます。

森林の補助金制度が変わります

4月から「森林経営計画」を作成しなければ、森林整備（造林・下刈・間伐など）の補助金が受けられなくなります。

「森林経営計画」とは？

林班を単位とした計画100ha程度を1団地として、計画対象森林の50%以上を共同で計画を立てる計画のことです（計画期間は5年間です）。今後は、森林所有者の協力がないと、補助金が受けられない場合もありますので、十分注意してください。

そのほかに、切捨間伐などは、針広混交林化促進事業でできます。費用は、熊本県からの補助金で行いますので、個人の費用は発生しません。

森林の所有者届出制度が4月からスタートします

昨年4月の森林法改正で、4月以降、森林の土地の所有者となった人は市町村長への届出が義務付けられました。

個人・法人を問わず、売買や相続などで森林の土地を新たに取得した人は、面積にかかわらず届出をしなければなりません。

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村へ届出を行ってください。詳しくは所有する土地がある市町村までお問い合わせください。

生しません。しかし、切捨間伐施工後、20年間は全伐ができないなどの条件があります。